

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇い入れた事業主は、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険（労災保険・雇用保険）の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付することが法令で義務付けられています。

まだ労働保険の加入手続きをされていない事業主は、従業員が安心して働けるように、今すぐ最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所（出張所）に連絡して、手続きについてご確認ください。

労働保険の加入手続きについてのお問い合わせは、兵庫労働局のホームページをご参考に、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所（出張所）までお願いいたします。

*兵庫労働局ホームページ

<http://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>